令和７年５月２０日（火）第３回特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議
特定産業分野及び育成就労産業分野（業務区分）に対する有識者会議構成員からの質問・意見一覧

**第３回会議　机上配付資料**

| 項番 | 分野 | 業務区分 | 省庁 | 質問・意見 | 委員名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 全般 | ― | 制度所管省庁 | 特定技能制度及び育成就労制度において、「産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等」は、どのような点について特有の措置を行う可能性があり得るか、御教示いただきたい。この措置が種々の点で無制限に認められることとなっては制度の一貫性を欠くこととなりかねないので、あり得る措置の項目をあらかじめ限定的に設定する必要があるのではないか。 | 市川委員 |
| 2 | 全般 | ― | 制度所管省庁 | 特定技能及び育成就労において、分野ごとに受け入れの可否及び受入れ見込数の設定を行うにあたり、「生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上で、なお、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき」分野であるかについて、より具体的な指標（例えば求人倍率の程度など）が考えられているか。 | 市川委員 |
| 3 | 全般 | ― | 制度所管省庁 | 育成就労制度における本人意向に基づく転籍の条件については、日本語教育の参照枠Ａ１相当の水準から「特定技能１号」への在留資格の変更に必要となる水準までの範囲内で育成就労分野別運用方針において設定することとなっている。このような追加的な条件は付すべきではないと考えるが、仮に、ある分野が日本語教育参照枠Ａ１より高いの水準を要求するというとき、それがいかなる理由に基づくか、その設定水準が適切かについて有識者会議においても十分な検討が必要であると考える。 | 市川委員 |
| 4 | 全般 | ― | 制度所管省庁 | 育成就労制度における転籍支援は、監理支援機関が中心となって、外国人育成就労機構とハローワークが連携して転籍先の情報の収集、提供などの支援を行うこととなっているが、民間業者の関与が禁じられている代わりに、上記３機関が転籍先の情報の収集、提供などの支援を有効に行わなければ、転籍は事実上不可能になってしまう。したがって、上記３機関の具体的な連携のあり方について分野別方針でより具体的に定める必要があると考える。 | 市川委員 |
| 5 | 全般 | ― | 制度所管省庁 | 育成就労制度における転籍について、大都市圏と地方との間で転籍者受け入れ可能人数について異なる取り扱いをすることとしている場合に、その取り扱いの結果、転籍が事実上不可能になってしまうような分野が生じていないかについての検討が必要と考える。その前提として、大都市圏となることが予定されている８つの都道府県（同都道府県内の過疎地域を除く）毎に、現行の技能実習制度における分野ごとの実習実施者数、そのうち技能実習生を６名以上受け入れている実習実施者数についても示されたい。 | 市川委員 |
| 6 | 全般 | ― | 制度所管省庁 | 技能実習で適切に受け入れている職種・作業については、確実に育成就労に移行できるよう、既存の技能実習の職種・作業の精査をお願いしたい。まずは業種団体や所管省庁による取組みが求められることは承知しているが、入管庁においても精査の上、所管省庁が定まらない（もしくは横断している）などの状況において推進対応が滞らないようにお願いしたい。 | 清田委員 |
| 7 | 全般 | ― | 制度所管省庁 | 今後の有識者会議のスケジュール（議論する分野の予定等）を出来る限り早期に示していただきたい。 | 清田委員 |
| 8 | 全般 | ― | 制度所管省庁 | ○　特定産業分野における外国人の受入れ見込数について、現在の特定産業分野においても生産性向上の取組及び国内人材確保の取組を行っても、なお人手が足りない場合に特定産業分野が設定されることになっています。各産業分野の数値の設定は、業界と所管行政庁担当課の十分な協議により設定されているとは思います。しかし、不足する人員数について、各分野において省力化投資を図り、そして生産性向上の取組みを行っているにもかかわらず、外国人材の必要数を増加している数字合わせをしているように感じます。市場が成長していくわけですから、それによって人手も掛かることは分かるのですが、日本人の活用を図っていく方策について、明記するような工夫が必要ではないでしょうか。当該分野について、具体的に個者について、どのような生産性向上策を図れば、外国人を受け入れなくても付加価値を高められるか、障害者の雇用を含め、日本人の労働者を受け入れられていくのか、その方策を明記していくことが必要ではないでしょうか。現状、足りないから、外国人材を増やすという前提の下に、数値を記載しているように感じます。 | 佐久間委員 |



※分野別運用方針の閣議決定までは非公表

令和７年５月２０日（火）第３回特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議
特定産業分野及び育成就労産業分野（業務区分）に対する有識者会議構成員からの質問・意見一覧

**第３回会議　机上配付資料**

| 項番 | 分野 | 業務区分 | 省庁 | 質問・意見 | 委員名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 9 | 全般 | ― | 制度所管省庁 | ○　各分野の生産性向上の数値について、人手不足の分野にも適合するよう、国が省力化投資を促進していくことを今後、さらに国の施策を活用し重点的に行おうとしているのではないかと考えます。そこで、製品システムの導入促進、バックオフィスでのデジタルツールの活用など、特に人手不足とされる特定産業分野に対しても生産性の向上が図られるよう、業種別対策、ソフト支援の対策が必要となります。特にエッセンシャルワーカーの分野と重なる特定産業分野（運輸業、宿泊業、建設業、介護、自動車整備、ビルメンテナンス、農業、漁業、林業、工業製品製造）と対象化されていない分野とは異なり、デジタル、ＡＩ機器等の自動化、省力化機器をまず導入することで効率化が進み、日本人労働者や特定技能外国人、育成就労外国人の必要人数も変わってくるのではないでしょうか。 | 佐久間委員 |
| 10 | 全般 | ― | 制度所管省庁 | ○　安易に外国人を受け入れ、雇用することで、日本人の賃金水準が抑えられてしまうという指摘もあります。各分野においては、特定技能外国人と日本人労働者の差異、外国人労働者を分野として入れたことによる経済的、社会生活上の課題の検証と是正の方策を明記していただきたいと考えます。特に、エッセンシャルワーカーとして賃金が低いといわれる分野について、どの程度の賃金水準が上がっているのか、明確に示していただきたいと考えます。 | 佐久間委員 |
| 11 | 全般 | ― | 制度所管省庁 | ○　既存を含めて、すべての分野、追加が予定されている業務区分について、所管担当課と業界団体名を明記していただけるようお願いします。また、業界団体については、大企業と中小企業の社数も御教示いただければと存じます。<br>　なお、各分野共通の数値は、同時に発表していただくこととし、所管省庁担当課ごとにバラバラに公表しないよう、お願いします。 | 佐久間委員 |
| 12 | 全般 | ― | 制度所管省庁 | ○　各分野、上乗せ基準が多すぎ、特定技能制度、育成技能制度をより複雑化しているのではないでしょうか。監理支援機関や受入れ機関（受入れ企業）が安易に外国人を受け入れることができないよう、適正に行うための基準であれば否めませんが、各分野ごとの上乗せ基準を一覧にして公表していただきたいと考えます。併せて、監理支援機関の許可基準については、技能実習制度と同様に債務超過だけでなく、３期連続の赤字法人、育成就労制度及び特定技能制度の共同受入事業、職業紹介事業だけしか事業を実施せず、他に自律的な事業を実施していない監理支援機関は排除するよう、許可申請時において精査できるようお願いしたいと考えます。なお、債務超過の解消方法について、役員企業等からの増資と同時に、増資先への貸付けにより資産増加させるような便法は、許可（更新）取消しとするようお願いいたします。 | 佐久間委員 |
| 13 | 全般 | ― | 制度所管省庁 | （厚生労働省）<br>○　育成就労制度の評価試験について、技能検定や技能評価試験の試験内容をベースに実施される分野・業務においては、現行制度では実際の現場で使用している機材が使用されていないことや、試験内容が古いこと等の齟齬があるため、その解消をしていただきたいと考えます。<br>（出入国在留管理庁）<br>　　また、分野・業務によっては、特定技能１号評価試験をもとに育成就労制度の１年目終了時、３年目終了時の試験を実施する場合もあるようですが、特定技能１号評価試験の技能レベルについては、試験の合格点や実技試験の内容等、各分野でバラバラであることを踏まえ、実技試験においては、判断テストではなくいわゆる「実技試験を導入する」とともに、合格点の一律化・引上げをしていただきたいと考えます。技能実習からの移行と異なり、前職要件が撤廃されるため、未熟練労働者である育成就労外国人の技能が本当に特定技能１号の技能レベルに達しているかどうか、試験でしっかりと確認していく必要があります。 | 佐久間委員 |



※分野別運用方針の閣議決定までは非公表

令和７年５月２０日（火）第３回特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議
特定産業分野及び育成就労産業分野（業務区分）に対する有識者会議構成員からの質問・意見一覧

**第３回会議　机上配付資料**

| 項番 | 分野 | 業務区分 | 省庁 | 質問・意見 | 委員名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 14 | 工業製品製造業 | ― | 経済産業省<br>(製造産業局総務課) | ○　工業製品製造業については、業種としての分類（分野）が広いので、各業務ごとに生産性向上への取組、不足する人数、日本人を雇用しようとする方策等、記載いただきたいと考えます。 | 佐久間委員 |
| 15 | 自動車整備 | ― | 国土交通省<br>(物流・自動車局自動車整備課) | ○　自動車整備、車体整備と分けなくても、日本標準産業分類の小分類「自動車整備」で読めるようにしたほうが望ましいのではないでしょうか。 | 佐久間委員 |
| 16 | 鉄道 | ― | 国土交通省<br>(鉄道局技術企画課) | ○　鉄道分野については、軌道整備、電気設備整備、車両整備、車両製造、運輸係員、駅・車両清掃（P）の各業種ごとに生産性、不足する人数、日本人を雇用しようとする方策等、記載いただきたいと考えます。 | 佐久間委員 |
| 17 | 鉄道 | ― | 制度所管省庁 | ○　鉄道分野は、突然、在籍型出向の扱いを認めることになりました。鉄道の業務が増加することは、同時に当該業務についても在籍型出向を認めることになるのでしょうか。仮に適用業務にも在籍型出向を拡大していくのであれば、今後、他分野にさらに拡大を図ろうとしているのではないでしょうか。 | 佐久間委員 |
| 18 | 飲食料品製造業 | ― | 農林水産省<br>(大臣官房新事業・食品産業部) | ○　飲食料品製造業分野については、業務区分を「飲食料品製造業」と「水産加工業」に分けるようですが、同一でも読めるので、その必要はないのではないでしょうか。所管行政庁が農業関係と水産関係と、相互に調整を図ることが難しいのでしょうか。 | 佐久間委員 |
| 19 | 全般 | 全般 | 制度所管省庁 | 追加する分野・業務区分の選定に当たっては、政府内の調整の段階で慎重に検討していただきたい。特定技能外国人は、「日本人と同程度の待遇」とされているが、最低賃金で働いている人が多いように思われる。有効求人倍率がそれほど高くない分野・業務区分に導入して、結果的にその仕事に従事する人全体の待遇を最低賃金付近にはりつけるようなことのないようにしていただきたい。 | 冨田委員 |
| 20 | 全般 | 全般 | 前段<br>制度所管省庁<br><br>後段<br>国土交通省<br>(物流・自動車局貨物流通事業課・貨物流通経営戦略室)<br>環境省<br>(環境再生・資源循環局廃棄物規制課) | 追加する分野・業務区分の説明の際には、条件などを検討するために、有効求人倍率だけでなく労災発生率も示していただきたい。<br>特に、新たに追加検討中の物流倉庫分野・資源循環分野で、外国人労働者が増加することにより、労災のリスクが増加することを懸念する。 | 冨田委員 |



※分野別運用方針の閣議決定までは非公表

令和７年５月２０日（火）第３回特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議
特定産業分野及び育成就労産業分野（業務区分）に対する有識者会議構成員からの質問・意見一覧

**第３回会議　机上配付資料**

| 項番 | 分野 | 業務区分 | 省庁 | 質問・意見 | 委員名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 21 | 全般 | 全般 | 制度所管省庁 | 「特定技能２号の試験が難しすぎて合格できず、本人も所属先も雇用継続を希望しているのに早晩帰国せざるを得ない。何とかしてほしい」という相談を聞くことが増えている。「特定技能１号５年（ないし６年）での使い捨て」という言葉も聞こえるようになった。<br>「特定技能２号は永住につながる」という言葉が独り歩きしているが、永住許可の審査はそれほど甘くはなく、特定技能2号になったからといって誰もが永住に進めるわけではない。「技術・人文知識・国際業務」の在留資格であれば、仕事がある限り在留資格の更新が可能である。特定技能１号で数年間働いた人は、企業が雇用契約を結ぶだけの資質のある人材なのだから、日本社会としてもっと大切にして、特定技能２号への移行の門戸を広げるべきだとするべきだと考える。１号を次から次へと迎えるより、コストも少ないため企業のメリットも大きいはずである。 | 冨田委員 |
| 22 | 全般 | 全般 | 制度所管省庁 | 資料４３ページ<br>「育成就労産業分野」は、生産性向上や国内人材確保を行ってもなお外国人の受入れが必要な「特定産業分野」のうち就労を通じて技能を修得させることが相当な分野であることが必要である。したがって、「育成就労産業分野」を判断するに当たっては、特定技能制度と育成就労制度の制度目的・趣旨の違いなども踏まえ、既存の特定産業分野であっても自動的に「育成就労産業分野」と認めるのではなく、その必要性を個別に議論、検討する必要がある。その際には、「主たる技能」「必須業務」「評価基準」などを明らかにした上で議論がなされるべきである。特に、技能実習移行対象職種がない分野・業務区分や、新たな分野及び業務区分等の追加（資料43ページ黄色・緑色部分）の判断に当たっては、育成就労制度を導入する理由や意図など十分な説明が必要。 | 冨髙委員 |
| 23 | 全般 | 全般 | 制度所管省庁 | 資料４４ページ<br>特定技能産業分野について、既存の受入れ分野を含め、特定技能制度としての受入れの適否を検証すべきである。各分野において有効求人倍率が示されているが、例えば工業製品製造業など、幅広い職種・作業が混在している中で、分野ごとの有効求人倍率では分野に紐づく業務区分が真に生産性向上や国内人材確保を行ってもなお外国人の受入れが必要であるか否かかが判断できない。したがって、業務区分の追加などの判断においては、業務区分ごとに有効求人倍率を確認していくとともに生産性向上の取り組み等を提示いただくことが必要である。次回以降、判断する上で、こうしたデータを提示いただきたい。 | 冨髙委員 |
| 24 | 全般 | 全般 | 制度所管省庁 | 資料４７ページ以降<br>育成就労制度における育成イメージについて、分野・業務区分間での試験の難易度のバランスを取る必要がある。また、試験の検討の際には、業務区分における労働災害発生率など業務の危険度なども勘案し検討が必要である。 | 冨髙委員 |
| 25 | 全般 | 全般 | 制度所管省庁 | 資料４７ページ以降<br>「特定技能」で就労を希望する外国人が受ける試験について、実技試験がない「特定技能評価試験」を用いる場合、「育成就労」で３年間技能を修得したものにとっては難易度が低いのではないか。特定技能から来日する労働者と、育成就労を３年行った労働者の技能差なども踏まえた検討が必要である。 | 冨髙委員 |
| 26 | 全般 | 全般 | 制度所管省庁 | 資料４７ページ以降<br>外国人労働者の技能・技術の向上の観点から、技能実習２号移行対象職種については、建設のように基本的には作業単位で「主たる技能」を決めた上で、各業務区分が複数ある場合には新たに必須業務を設定し、当該業務の労働安全衛生を含めた育成・評価を行うべき。 | 冨髙委員 |
| 27 | 全般 | 全般 | 制度所管省庁 | 資料４７ページ以降<br>技能検定試験や特定技能１号評価試験及び育成就労評価試験について、法改正などを含め試験内容のアップデートが必要となっている試験も存在する。そのため、法改正後などのタイミングにおいて、業所管省庁及び制度所管省庁は、速やかに内容の更新を専門家会議に要請する必要がある。 | 冨髙委員 |



※分野別運用方針の閣議決定までは非公表

令和７年５月２０日（火）第３回特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議
特定産業分野及び育成就労産業分野（業務区分）に対する有識者会議構成員からの質問・意見一覧

**第３回会議　机上配付資料**

| 項番 | 分野 | 業務区分 | 省庁 | 質問・意見 | 委員名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 28 | 全般 | 全般 | 国土交通省<br>(不動産・建設経済局国際市場課)<br>林野庁<br>(経営課林業労働・経営対策室) | 資料５１ページ<br>建設分野と林業分野については、現行の特定技能評価試験から変更を加えるとしているが（青字部分）、変更を加える必要性や理由を明らかにすべきである。当該事項を明らかにしなければ、その妥当性が判断できない。 | 冨高委員 |
| 29 | 全般 | 全般 | 制度所管省庁 | 資料５３ページ以降<br>「現行の特定技能評価試験から変更なし」や「名称変更」などの記載が散見されるが、かねてより申し上げている通り、特定技能評価試験のレベルや内容にはばらつきがあり、標準化・適正化が不可欠である。今後、育成就労評価試験も含め、専門家会議での議論においては、丁寧な議論をお願いしたい。 | 冨高委員 |
| 30 | 建設 | 全般 | 前段<br>国土交通省<br>(不動産・建設経済局国際市場課)<br><br>後段<br>制度所管省庁 | 資料４８ページ<br>建設分野においては、技能・経験に応じた適切な処遇改善などを目的に「建設キャリアアップシステム」が導入されている。新たに「主たる技能」として育成・評価の対象とする職種・作業は、すでに「建設キャリアアップシステム」の能力評価対象の職種になっているものに限定すべきであり、「建設キャリアアップシステム」と紐づけて検討していくことが必要である。<br>また、建設分野に限らず、分野内に複数の業務区分があるものについては、「建設キャリアアップシステム」に準じた育成のためのツールを策定すべきである。 | 冨高委員 |
| 31 | 物流倉庫 | 物流倉庫 | 国土交通省<br>(物流・自動車局貨物流通事業課　貨物流通経営戦略室) | 資料４４ページ<br>人手不足の判断においては、例えば物流倉庫の有効求人倍率は1.92と他分野に比べ低く、生産性向上や国内人材確保を行ってもなお外国人の受入れが必要な「特定産業分野」として追加する必要性は何かなど、有効求人倍率の数値だけでなく、十分なデータ提示や説明の上で検討が必要。 | 冨高委員 |
| 32 | 資源循環 | 全般 | 環境省<br>(環境再生・資源循環局廃棄物規制課) | 資料４５ページ<br>資源循環分野の廃棄物処分業は、特定技能制度の受入れ基準となる「生産性向上の取組」や「賃上げ」の実施状況、特定技能外国人に求められる「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」等が明らかではなく、加えて、労働災害の懸念も大きいため、特定産業分野への追加の必要性については慎重な検討が必要。 | 冨高委員 |
| 33 | 全般 | ― | 制度所管省庁 | 資料「特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の作成に向けた作業開始について」　４４ページ、４５ページ<br>　受入れ見込数の精査に関して、受入れ対象分野で業務区分が多岐にわたっている場合（例えば、工業製品製造業分野）、各業務区分それぞれの有効求人倍率を示していただき、業務区分ごとに大きなばらつき（特定の業務区分で有効求人倍率が低いなど）がないかどうかを確認するべきと思われます。 | 花山委員 |
| 34 | 全般 | ― | 国土交通省<br>(不動産・建設経済局国際市場課)<br>林野庁<br>(経営課林業労働・経営対策室) | 資料「特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の作成に向けた作業開始について」　５１ページ<br>　評価試験の適正性を判断するために、既存特定産業分野の特定技能評価試験のうち、現行の特定技能評価試験から変更する分野については、その理由及び、変更することによるメリット（受検生、実施者にとって）を明示していただきたい。 | 花山委員 |
| 35 | 全般 | ― | （１）制度所管省庁<br>（２）厚生労働省<br>　　（健康・生活衛生局生活衛生課） | 資料「特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の作成に向けた作業開始について」　５３～５６ページ<br>　育成就労評価試験の適正性を判断するために、<br>（1）育成就労評価試験に関して、初級のみを作成し、専門級を作成しない（特定技能評価試験で代用する）分野・業務区分については、その理由を明示していただきたい。<br>（2）現在の技能実習評価試験で技能検定を利用している分野・業務区分において、育成就労制度では、技能検定を利用せずに新たに育成就労評価試験を作成する理由を示していただきたい。 | 花山委員 |



※分野別運用方針の閣議決定までは非公表

令和７年５月２０日（火）第３回特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議
特定産業分野及び育成就労産業分野（業務区分）に対する有識者会議構成員からの質問・意見一覧

**第３回会議　机上配付資料**

| 項番 | 分野 | 業務区分 | 省庁 | 質問・意見 | 委員名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 36 | 全般 | 全般 | 制度所管省庁 | 基本方針では、特定産業分野に属する技能の向上のために親子会社の間等相互に密接に関係する特定技能所属機関の間において一定期間在籍型出向を行うことが必要不可欠であり、かつ、特定技能外国人の雇用の安定や特定技能外国人への支援に与える影響等に係る懸念を払拭するために必要な措置を講じたと認められるときに限り、例外的に複数の特定技能所属機関との雇用に関する契約を許容することとしている。<br>とりわけ、航空分野、鉄道分野においては、短期間での出向を通じたスムーズな教育、研修や新たなスキル修得のため、在籍型出向活用のニーズがある。こうした状況を鑑みて、不適正な運用が行われないよう、研修的・教育的目的で在籍型出向を利用することが明確であることや出向期間を短期間とすること、出向先・出向元の企業を明らかにすること等を要件化しつつ、当該分野における日本人従業員と同様にキャリアアップの仕組みが構築できるよう、分野の特性に応じて在籍型出向を認めていくべき。 | 堀内委員 |
| 37 | 全般 | ― | 制度所管省庁 | 「主たる技能」は、入管法、育成就労法、育成就労法施行規則案のいずれにおいても定義規定がない。「主たる技能」という用語は、基本方針において、「業務区分の中で主たる技能を定めて計画的な育成・評価が行われる必要」、「転籍前後で主たる技能に変更がないことが望ましい」というように用いられている。<br>他方、育成就労法施行規則案（現在パブリックコメント手続中）においては、「業務において要する技能」という用語が次のように用いられている。<br>・法第９条第１項第２号（法第１１条第２項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとすること。<br>ア 従事させる業務において要する技能が次のいずれにも該当するものであること。<br>（ア）業務区分（従事させる業務において要する技能の属する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に規定する業務区分をいう。）に属するものであること。<br>・育成就労の指導を担当する者として、・・・従事させる業務において要する技能について５年以上の経験を有し、・・・育成就労指導員を１名以上選任していること。<br>この育成就労法施行規則案において用いられている「業務において要する技能」が、基本方針において用いられている「主たる技能」に相当する概念（「主たる技能」と同じ概念）であると理解してよいか。 | 山脇委員 |
| 38 | 全般 | ― | 制度所管省庁 | 概念の広さを図式化すると、<br>「業務区分」　≧（大なりイコール）　「主たる技能（業務において要する技能）」<br>と理解してよいか。 | 山脇委員 |
| 39 | 全般 | ― | 制度所管省庁 | 介護分野、ビルクリーニング分野、自動車整備分野、宿泊分野、漁業分野、木材産業分野、林業分野は、「業務区分＝主たる技能（要する技能）」であるのに対し、建設分野、造船・舶用工業分野、農業分野、外食業分野は、「業務区分＞主たる技能（要する技能）」となる場合を含んでおり、分野ごとに異なる制度設計となっている。このコンセプトの違いは何か。 | 山脇委員 |



※分野別運用方針の閣議決定までは非公表

令和７年５月２０日（火）第３回特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議
特定産業分野及び育成就労産業分野（業務区分）に対する有識者会議構成員からの質問・意見一覧

**第３回会議　机上配付資料**

| 項番 | 分野 | 業務区分 | 省庁 | 質問・意見 | 委員名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 40 | 全般 | ― | 農林水産省<br>（経営局就農・女性課、大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課） | 農業分野については、業務区分に対応する（業務区分と同じ範囲の）主たる技能（要する技能）が存在しながら（耕種農業全般、畜産農業全般）、それを細分化した主たる技能（要する技能）も存在している（施設園芸、畑作・野菜、果樹／養豚、養鶏、酪農）。<br>外食業分野についても、業務区分に対応する（業務区分と同じ範囲の）主たる技能（要する技能）が存在しながら（外食業全般）、その中の一部のみを取り出した主たる技能（要する技能）も存在している（医療・福祉施設給食製造）。<br>こうした制度設計になっている農業分野及び外食業分野の（他分野と異なる）各コンセプトは何か。<br>また、耕種農業全般を営んでいる育成就労実施者は、育成就労計画において育成就労の内容たる主たる技能（従事させる業務において要する技能）として、「耕種農業全般」、「施設園芸」、「畑作・野菜」、「果樹」のいずれを選択することも認められるのか。<br>さらに、外食業分野において、主たる技能（要する技能）を「医療・福祉施設給食製造」として育成就労認定を受けた育成就労外国人が、育成就労法第９条の２が規定する本人意向転籍の要件を満たした場合は、「外食業全般」を主たる技能（要する技能）とする育成就労認定を受けられることとなるのか（事業所に備えられた素材、材料、機械、器具等は、転籍元と転籍先とで大きく異なると思われる。）。 | 山脇委員 |
| 41 | 全般 | ― | 制度所管省庁 | 育成就労法施行規則案において、必須業務とは、修得させる技能に係る技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験の試験範囲に基づき、当該技能を修得するために必ず行わなければならない業務をいうとされている。<br>また、各業所管省庁による試験実施要領作成作業においては、主たる技能の設定を「作業」単位で行う場合には、基本的には既存の技能実習計画審査基準を踏襲して必須業務を定めるべきこと、主たる技能の設定を「職種」単位で大括り化して設定しつつ、必須業務・試験を「作業」単位で選択式とすることも認められるとの前提で検討されていると認識している。<br>このことからすれば、概念の広さを図式化すると、<br>「主たる技能（要する技能）　≧　必須業務」という理解でよいか。 | 山脇委員 |
| 42 | 全般 | ― | 制度所管省庁 | 各業所管省庁による試験実施要領作成作業においては、主たる技能の設定を「職種」単位で大括り化して設定しつつ、必須業務・試験を「作業」単位で選択式とすることも認められるとの前提で検討されていると認識しているものの、「特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の作成に向けた作業開始について」の記載上は、「主たる技能の設定を「職種」単位で大括り化して設定しつつ、必須業務・試験を「作業」単位で選択式とする」分野・業務区分は見当たらないように思われるが、そのような理解でよいか。 | 山脇委員 |
| 43 | リネンサプライ | リネンサプライ | 厚労省<br>(健康・生活衛生局生活衛生課) | 第２号技能実習移行対象職種として「クリーニング職種」があり、その作業として「リネンサプライ仕上げ作業」と「一般家庭用クリーニング作業」とがある。分野・業務区分の新規追加が検討されている「リネンサプライ」とは、一般家庭用クリーニング関係を含まないものとして検討されているのか。 | 山脇委員 |
| 44 | 工業製品製造業 | 全般 | 経済産業省<br>(製造産業局総務課)<br>国土交通省<br>(航空局航空ネットワーク企画課) | 「特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の作成に向けた作業開始について」４４頁の※２において、「緑字は、既存の業務区分の中で業務を追加することについて業所管省庁の要望を踏まえ検討・精査中の業務区分」と記載されているが、具体的に、どのような業務の追加が検討されているのか。 | 山脇委員 |
| 45 | 工業製品製造業 | 全般 | 経済産業省<br>(製造産業局総務課) | 「特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の作成に向けた作業開始について」４４頁の※４において、「工業製品製造業分野の既存の業務区分については、対象の産業に１５産業を追加すること等を検討中」と記載されているが、具体的に、どのような産業の追加が検討されているのか。 | 山脇委員 |



※分野別運用方針の閣議決定までは非公表

令和７年５月２０日（火）第３回特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議
特定産業分野及び育成就労産業分野（業務区分）に対する有識者会議構成員からの質問・意見一覧

**第３回会議　机上配付資料**

| 項番 | 分野 | 業務区分 | 省庁 | 質問・意見 | 委員名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 46 | 工業製品製造業 | 全般 | 経済産業省<br>(製造産業局総務課) | 現時点において、第２号技能実習移行対象職種たる「アルミニウム圧延・押出製品製造」、「家具製作」、「ゴム製品製造」は、対応する特定産業分野・業務区分が存在しないが、上記の工業製品製造業分野における既存の業務区分に係る業務追加・産業追加又は業務区分の新規追加（「特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の作成に向けた作業開始について」４４頁の※１において「新規追加を検討・精査中」とされる業務区分として、家具製造、ゴム製品製造が挙げられている。）により全て受入可となるという理解でよいか。 | 山脇委員 |
| 47 | 建設 | 全般 | 国土交通省<br>(不動産・建設経済局国際市場課) | 既存特定産業分野の特定技能評価試験（「特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の作成に向けた作業開始について」５１頁）に関し、建設分野特定技能１号評価試験について、「試験時間及び試験問題数を変更予定」とあるが、具体的にどのような趣旨に基づき、どのような内容・程度の変更が予定されているのか。 | 山脇委員 |
| 48 | 物流倉庫 | 物流倉庫 | 国土交通省<br>(物流・自動車局貨物流通事業課　貨物流通経営戦略室) | 「特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の作成に向けた作業開始について」４４頁において、有効求人倍率が１．９２と記載されているが、この数字のみをもっては、受入対象分野として「生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上で、なお、人材を確保することが困難な状況にある」と直ちに判断することには困難が生じる可能性があるようにも思われる。例えば、大手企業の大規模倉庫等を除いた地方・中小規模の倉庫の状況や、特に受入ニーズの高い一定の種類の倉庫の状況等に係る客観的データは存在しないのか。 | 山脇委員 |
| 49 | 物流倉庫 | 物流倉庫 | 国土交通省<br>(物流・自動車局貨物流通事業課　貨物流通経営戦略室) | 倉庫に係る業務としては、一般に、検品、入庫、流通の加工、ピッキング、仕分け・荷揃え、出庫等がある。また、倉庫には、用途や荷物によって様々な種類があり、一般的な建屋型倉庫のほか、定温倉庫、危険品倉庫、燻蒸倉庫、保税蔵倉庫、トランクルーム等がある。いわゆる物流倉庫業は、物流業者が倉庫業者を兼営し又は倉庫業者が物流業者を兼営している場合が多い。<br>自動車運送業分野の「トラック運転者」業務区分（運行業務、荷役業務）との切り分けを含め、具体的にどのような業務区分（業務内容）を想定し、また、同一作業の反復によらない技能の修得について、「育成就労」→「特定技能１号」（→「特定技能２号」）で具体的にどのようなキャリアアップを想定しているのか（物流倉庫関係の業務については、従前は、第２号技能実習移行対象職種に該当せず、１年間のみの「技能実習１号」が利用されていたと認識している。）。 | 山脇委員 |
| 50 | 林業 | 林業 | 林野庁<br>(林野庁経営課林業労働・経営対策室) | 既存特定産業分野の特定技能評価試験（「特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の作成に向けた作業開始について」５１頁）に関し、林業技能測定試験について、「現行の特定技能評価試験から試験方法を変更」とあるが、具体的にどのような趣旨に基づき、どのような内容・程度の変更が予定されているのか。 | 山脇委員 |
| 51 | 資源循環 | ― | 環境省<br>(環境再生・資源循環局廃棄物規制課) | 産業廃棄物処理業は危険を伴う業務が多く、一般・産業廃棄物処理業（事業所規模100人以上）における労働災害の度数率（100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。）は、厚生労働省「令和５年 労働災害動向調査」によれば６．４２であり、他の業種に比べて非常に高い（全産業平均２．１４）。一般に労災リスクが高いと考えられている建設業（総合工事業を除く。）（０．６５）や道路貨物運送業（４．５７）の労災発生率を大きく上回る水準である。<br>また、警察庁から平成26年５月16日警察庁丁暴発第232号「産業廃棄物処理業等からの暴力団排除の推進について」が発出され、環境省の委託事業として「産業廃棄物処理業界への暴力団介入防止のための講演会業務」が継続して行われていることなどを含め、業所管省庁、関係省庁、地方自治体及び業界団体等をあげて業界のさらなる適正化に向けた取組みが進められているが、依然として、コンプライアンス体制に問題があり刑事処分や行政処分（自治体が公表している「廃棄物処理法に基づく行政処分情報」等参照）を受ける産業廃棄物処理業者も一定数見受けられる状況である。<br>上記のような状況において受入対象分野として認めるためには、分野特性に応じた相当程度厳格な上乗せ要件（例えば、労働災害防止、就労環境、コンプライアンス体制、外国人の日本語能力等に係るもの）が必要となるのではないかと考えられるが、どのような内容の上乗せ要件が検討されているか。 | 山脇委員 |



※分野別運用方針の閣議決定までは非公表